

地域	東京都多摩市	認定日	平成22年2月22日	3 - 21 - 168
事業分類	製造(食料・飲料・飼料)	テーマ分類	衣食住(食)	

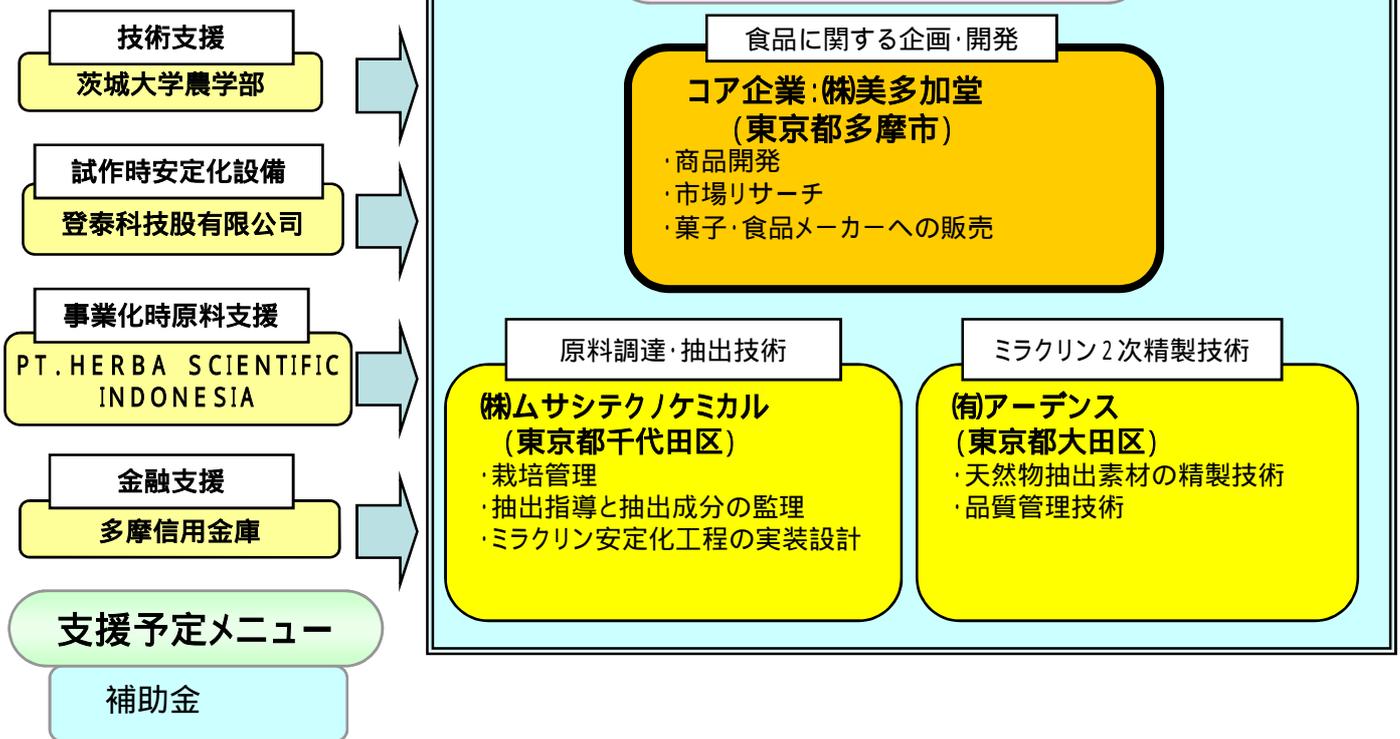
事業名: 新製法による粉末ミラクリンの開発・製造・販売事業

事業概要(新規性、市場性等)

- ・ミラクルフルーツに含有する「ミラクリン」は、日常の食生活に取り入れることでカロリーの摂取を抑制しながら甘味を楽しむことができる物質であることから、新しい味覚修飾物質として期待されたが、たんぱく質のため変性しやすく、安定抽出法、調整法が確立されなかったため実用化されていなかった。
- ・今回、茨城大学農学部への技術支援により、その抽出および安定化を確立した為、糖類摂取制限者向けの食品(タブレット菓子他)や甘味料なしに甘みを感じさせる食品・飲料等への商品化が可能となった。
- ・ミラクリン甘味惹起度は砂糖の2,000~3,000倍といわれ、又たんぱく質であり、安全性も高く、糖分を含まない事より、新たな商品開発・分野への応用にも大いに期待がもてる。

事業推進体制

連携体の構成



ミラクルフルーツの苗木



ミラクルフルーツ(アカテツ科フルクリコ属)
<学名: Synsepalum Dulcificum >



ミラクルフルーツ果実